

公開買付説明書

2026年6月

テラ株式会社

(対象者：サツドラホールディングス株式会社)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の9の規定により作成されたものであります。

本説明書においては、本公開買付けに関してテラ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年6月22日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本説明書に記載されている事項のほか、本公開買付けに関する具体的事項については、本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。

本公開買付けに係る公開買付届出書の内容は、金融庁の電子開示システム（EDINET）において閲覧することができます。閲覧方法は以下のとおりです。

- ① 下記の URL より金融庁の電子開示システム（EDINET）へアクセス
<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>
- ② 「書類簡易検索」画面において、提出者名（テラ株式会社）または EDINET コード（E41930）を入力、書類種別「その他の書類種別」を選択の上、「検索」を押下
- ③ 表示される検索結果の中から、提出書類「公開買付届出書」を選択

公開買付者の名称 テラ株式会社
公開買付者の所在地 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

1. 公開買付けの目的

公開買付者は、本公開買付けを通じてサツドラホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び所有することを主たる目的として2026年4月16日に設立された株式会社です。2026年6月22日現在、公開買付者は、2026年4月16日に設立された株式会社であるルナ株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）によりその発行済株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を所有されており、公開買付者親会社は、2026年6月22日現在、株式会社丸の内キャピタル（以下「丸の内キャピタル」といいます。）が無限責任組員として管理・運営する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合（以下「丸の内キャピタル3号ファンド」といいます。）によりその発行済株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を所有されております。なお、2026年6月22日現在、丸の内キャピタル、丸の内キャピタル3号ファンド、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

丸の内キャピタルは、独立したファンド運営を行いながら、完全親会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及びそのグループ会社（以下、総称して「三菱商事グループ」といいます。）の信用力・機能・ネットワークを活用し、独自の付加価値を提供するユニークなファンド運営会社であり、具体的には、投資ファンドとして有する過去の投資実績、並びに三菱商事の有する事業ネットワーク・業界知見・ノウハウや三菱商事からの出向者を活用しての事業拡大・成長、海外進出等をサポートするケースもあり、ファンドでありながら事業基盤を活用した事業支援が可能となっております。エクイティ投資を通じ、事業成長、事業再編、事業承継等の課題に対し具体的な解決策を提供するとともに、投資先企業の長期的な競争力の強化に取り組んでおります。丸の内キャピタルは、過去に株式会社タカラトミー、株式会社ジョイフル本田、株式会社山本製作所、株式会社成城石井、株式会社エムアイフードスタイル、株式会社大貴、トライス株式会社、株式会社ビーツ、株式会社サイプレス、株式会社グラニフ、株式会社TOSEI、株式会社三浦屋、株式会社ミスズライフ、株式会社KMCT、Sambo Piping (Thailand) Co., Ltd.、門司メタルプロダクツ株式会社、株式会社AKOMEYA TOKYO、東亜トレーディング株式会社、日本結晶光学株式会社、株式会社永谷園ホールディングス、中野冷機株式会社、リードスピーカー・ジャパン株式会社、スマートキャンプ株式会社、ジェイフィルム株式会社等への投資実績を有しております。なお、2026年6月22日現在、三菱商事は、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び証券会員制法人札幌証券取引所本則市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者の筆頭株主であるトミーコーポレーション株式会社（以下「トミーコーポレーション」といいます。）が所有する対象者株式（4,974,800株、所有割合（注1）：36.10%）（以下「本不応募株式」といいます。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本取引に係る投資判断及び意思決定は丸の内キャピタルが自ら行っており、丸の内キャピタルを除く三菱商事グループは本取引の意思決定には関与しておりません。

また、トミーコーポレーションは、対象者の代表取締役社長CEOである富山浩樹氏（以下「富山氏」といいます。所有株式数11,821株、所有割合0.09%。）が代表取締役を務める富山氏及びその親族の資産管理会社であり（注2）、最終的に本株式交換（以下において定義します。）後のトミーコーポレーションの公開買付者親会社における議決権割合が33.40%となるよう算出される数の公開買付者親会社株式を取得する予定であることから、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当し、富山氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2026年6月19日付で公表した「2026年5月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年5月15日現在の対象者の発行済株式総数（14,236,564株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（456,289株）を控除した株式数（13,780,275株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、富山氏は、富山氏の親族である富山睦浩氏（故人）の所有していた対象者株式（1,107株）に係る共有持分（3分の1）を有しておりますが、現在、遺産分割協議中であるため、富山氏の所有に係る対象者株式数（11,821株）には含めておりません。

- (注2) トミーコーポレーションの発行済株式のうち、種類株式1株を富山睦浩氏（故人）が、当該種類株式1株を除く全ての発行済株式を富山氏が所有しておりました。富山氏は、富山睦浩氏（故人）の所有していたトミーコーポレーションの当該種類株式1株に係る共有持分（3分の1）を有しておりますが、現在、遺産分割協議中であるため、富山氏の他にトミーコーポレーションの株式を単独で所有している株主は存在しません。なお、本公開買付けの終了後に、富山氏が、上記遺産分割により富山睦浩氏（故人）の所有していたトミーコーポレーションの当該種類株式1株を相続する予定とのことです。
- (注3) 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

公開買付者は、本取引において、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及びトミーコーポレーションのみとすることを目的として、対象者に対して、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の実施を要請することを予定しております。本株式併合の詳細については、2026年6月22日に提出する公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の、「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

本株式併合の完了後、最終的に本吸収合併（以下において定義します。）及び本株式交換後のトミーコーポレーションの公開買付者親会社における議決権割合が33.40%となるよう、トミーコーポレーションの保有する対象者株式の議決権割合を調整するべく、本株式併合における併合比率の逆数となる比率又はトミーコーポレーション及び公開買付者の間で別途合意する比率により対象者株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を行った上で、対象者による本不応募株式の一部取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注4）（注5）を実施することを予定しております。

- (注4) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、対象者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得に係る自己株式取得価格（株式併合前の対象者株式1株当たり1,011円。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、(i) 法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、(ii) 仮にトミーコーポレーションが本公開買付けに応募した場合の本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（1,220円。以下「本公開買付価格」といいます。）の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することを予定しています。これにより、本公開買付けにより本不応募株式も含めた全ての対象者株式の買付け等を行う場合と比べて、本公開買付価格を引き上げることが可能となり、一般株主の利益の最大化を図ることができることとなります。このように、本自己株式取得は、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものです。

- (注5) 対象者は、トミーコーポレーションから、本吸収合併及び本株式交換後のトミーコーポレーションの公開買付者親会社における議決権割合が33.40%となるよう算出される数の対象者株式を取得する予定であり、本株式併合における併合比率の逆数となる比率又はトミーコーポレーション及び公開買付者の間で別途合意する比率により本株式分割を行い、かつ、本株式併合により本不応募株式に端数が生じない場合には、本不応募株式1,001,788株を取得することを想定しております。本吸収合併の吸収合併比率及び本株式交換の株式交換比率は、本公開買付けの結果や本株式併合の比率及び本株式分割の比率、本自己株式取得の対象となる対象者株式の数等により決定されるため、2026年6月22日現在未定ですが、当該各比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は、トミーコーポレーションが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格の税引後手取り額と同額以下となる

本自己株式取得価格と同額（但し、本株式分割の比率による合理的な調整を行う予定です。）で評価いたします。なお、本株式交換後にトミーコーポレーションが公開買付者親会社の議決権割合の33.40%を取得することについては、本取引後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることを予定している富山氏が、トミーコーポレーションを通じて、本取引の実行後の公開買付者親会社の株式を間接に一定割合保有し続けることで、本取引後の対象者グループ（対象者及び連結子会社7社の計8社（2026年6月22日現在）により構成される企業グループをいいます。以下同じです。）の事業運営に関するリスクを負担しつつ、対象者グループの企業価値向上に向け、高いコミットメントの下で、その経営に継続して関与し続けることを目的としており、本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

本自己株式取得の完了後、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を実施し、公開買付者が、トミーコーポレーションに対して、本吸収合併の対価として公開買付者株式を交付することで、公開買付者の株主を、公開買付者親会社及びトミーコーポレーションとする予定です。

本吸収合併の完了後、公開買付者親会社を株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、公開買付者親会社が、トミーコーポレーションに対して、本株式交換の対価として公開買付者親会社株式を交付することで、公開買付者親会社の株主を、丸の内キャピタル3号ファンド及びMarunouchi Global Fund III L.P.（注6）（以下総称して「丸の内キャピタルファンド」といいます。）並びにトミーコーポレーションとする予定です。なお、本株式交換の完了後、丸の内キャピタルファンド及びトミーコーポレーションによる公開買付者親会社への持分出資比率は、それぞれ66.60%及び33.40%となる予定です。

（注6）Marunouchi Global Fund III L.P.は、Marunouchi Global Partners Inc.がジェネラル・パートナーとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプティブ・リミテッド・パートナーシップです。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本公開買付けに関連して、2026年6月19日付で、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、取引基本契約（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結し、トミーコーポレーションは、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本株式併合を行うための必要な手続を実施すること（本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会における賛成の議決権の行使を含みます。）、本自己株式取得、本吸収合併及び本株式交換の実施等について合意しております。本取引基本契約の詳細については、本公開買付届出書の、「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

サツドラホールディングス株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2026年6月22日（月曜日）から2026年8月3日（月曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

- ③ 期間延長の確認連絡先
該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金1,220円

(5) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|---------------|---------------|----------|
| 普通株式 | 8,805,475 (株) | 4,165,800 (株) | — (株) |
| 合計 | 8,805,475 (株) | 4,165,800 (株) | — (株) |

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,165,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2026年5月15日現在の発行済株式総数(14,236,564株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の本不応募株式数(4,974,800株)及び対象者が所有する自己株式数(456,289株)を控除した株式数(8,805,475株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、以下の(1)又は(2)の手続に従って、応募してください。

- (1) オンライントレード(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)にて公開買付期間末日の16時までには手続きを行ってください。オンライントレードによる応募(<https://www.daiwa.jp/onlinetrade/>)には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座におけるオンライントレードのご利用申込(注)が必要です。なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店(以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。)での受付になります。

(注) オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。

- ・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
- ・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

- (2) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合(オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。)においては、

所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、応募してください。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ (https://www.daiwa.jp/seminar/collect/store_consult/) をご確認ください。

- ③ 本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を經由した応募の受付は行われません。
- ④ 応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）
- ⑤ 外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。
- ⑥ 個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）
- ⑦ 対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主等口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三井住友信託銀行にお問い合わせください。（注4）

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（但し、「住民票の写し」は原本）をご提出ください。）。

| | 個人番号確認書類 | 本人確認書類 |
|---|------------|--|
| A | 個人番号カード（裏） | 個人番号カード（表） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、a 又は b のうち、いずれか1種類 |

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| B | 通知カード | a のいずれか1種類、又はbのうち2種類 (但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」 で2種類とすることはできません。) ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、 a 又はbのうち、いずれか2種類 (但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」 で2種類とすることはできません。) |
| C | 個人番号記載のある 住民票の写し又は 住民票の記載事項証明書 | a 又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の 1種類 |

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

| | | |
|---|--------------------|--|
| A | 法人番号確認書類 | ・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類 |
| B | 法人のお客さまの本人 確認書類 | ・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容 を確認できるもの) |
| C | お取引担当者の本人確 認書類 | ・個人番号カード（表）又は ・上記個人の場合の本人確認書類（a のいずれか1種 類、又はbのうち2種類） |

- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類
するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、
生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地
及び事業の内容の記載のあるものに限ります。）

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されま
す。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断
いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等
は、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続をお取りいただく必要があ
ります。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(8) 決済の開始日 2026年8月10日(月曜日)

(9) 決済の方法及び場所

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付け期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付け代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還いたします。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,165,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,165,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号に関する府令第26条第4項第3号乃至第5号及び第7号並びに令第14条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の2026年5月15日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,022百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の2026年5月15日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,022百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。

また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は75円に相当します(具体的には、2026年5月15日に終了した事業年度の末日における貸借対照表に記載された2026年5月15日現在の純資産額10,219百万円の10%に相当する額である1,022百万円を、対象者決算短信に記載された2026年5月15日現在の対象者の発行済株式総数である14,236,564株から対象者決算短信に記載された2026年5月15日現在

の対象者が所有する自己株式456,289株を除いた数である13,780,275株で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。)

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、以下に記載の方法によるものとします。

契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、以下の①又は②の手続により、契約の解除を行ってください。

(i) オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時まで解除手続を行ってください。なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。但し、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

(ii) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時まで契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時まで到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、解除してください。なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能です。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ (https://www.daiwa.jp/seminar/collect/store_consult/) をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

テラ株式会社

（東京都千代田区丸の内二丁目7番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

以上

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|-----------------------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 決算年月 | | 2021年5月 | 2022年5月 | 2023年5月 | 2024年5月 | 2025年5月 |
| 売上高 | (百万円) | 83,240 | 82,905 | 87,481 | 95,520 | 100,174 |
| 経常利益 | (百万円) | 607 | 793 | 327 | 1,336 | 1,648 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | (百万円) | 574 | 316 | 87 | 470 | 767 |
| 包括利益 | (百万円) | 544 | 306 | 67 | 512 | 886 |
| 純資産額 | (百万円) | 8,672 | 8,888 | 8,834 | 9,240 | 9,922 |
| 総資産額 | (百万円) | 38,299 | 41,398 | 43,027 | 44,905 | 46,194 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 625.59 | 637.45 | 632.18 | 659.31 | 711.88 |
| 1株当たり 当期純利益 | (円) | 41.70 | 22.98 | 6.33 | 34.07 | 55.54 |
| 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 | (円) | 41.69 | 22.98 | 6.32 | — | — |
| 自己資本比率 | (%) | 22.5 | 21.2 | 20.3 | 20.3 | 21.2 |
| 自己資本利益率 | (%) | 6.8 | 3.6 | 1.0 | 5.3 | 8.1 |
| 株価収益率 | (倍) | 17.4 | 28.0 | 129.2 | 25.5 | 15.4 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 3,372 | 1,282 | △1,769 | 3,542 | 2,598 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 1,201 | △2,235 | △2,873 | △1,921 | △1,669 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △3,394 | 1,272 | 4,000 | △1,261 | △935 |
| 現金及び現金同等物の期 末残高 | (百万円) | 2,659 | 2,957 | 2,315 | 2,675 | 2,669 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) | (人) | 1,055 (1,562) | 1,067 (1,516) | 1,107 (1,615) | 1,107 (1,687) | 1,095 (1,709) |

- (注) 1. 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 2021年11月16日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っており、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 対象者の経営指標等

| 回次 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|--|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算年月 | 2021年5月 | 2022年5月 | 2023年5月 | 2024年5月 | 2025年5月 |
| 営業収益 (百万円) | 778 | 792 | 832 | 857 | 956 |
| 経常利益 (百万円) | 170 | 178 | 135 | 155 | 204 |
| 当期純利益 (百万円) | 152 | 157 | 144 | 132 | 156 |
| 資本金 (百万円) | 1,000 | 1,000 | 1,003 | 1,003 | 1,003 |
| 発行済株式総数 (株) | 4,742,000 | 14,226,000 | 14,236,564 | 14,236,564 | 14,236,564 |
| 純資産額 (百万円) | 8,543 | 8,579 | 8,600 | 8,624 | 8,579 |
| 総資産額 (百万円) | 8,662 | 8,697 | 9,152 | 8,966 | 8,967 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 619.49 | 621.64 | 622.71 | 622.88 | 623.51 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円) | 28.00 (-) | 9.34 (-) | 10.00 (-) | 10.00 (-) | 10.00 (-) |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | 11.09 | 11.41 | 10.46 | 9.59 | 11.35 |
| 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円) | 11.08 | 11.40 | 10.46 | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 98.6 | 98.6 | 93.9 | 96.2 | 95.7 |
| 自己資本利益率 (%) | 1.8 | 1.8 | 1.7 | 1.5 | 1.8 |
| 株価収益率 (倍) | 65.5 | 56.4 | 78.1 | 90.6 | 75.4 |
| 配当性向 (%) | 84.2 | 81.9 | 95.6 | 104.3 | 88.1 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%) | 109 (132) | 98 (134) | 125 (156) | 134 (206) | 134 (212) |
| 最高株価 (円) | 2,354 | 750 (2,296) | 903 | 985 | 957 |
| 最低株価 (円) | 1,852 | 610 (2,001) | 626 | 726 | 716 |

- (注) 1. 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 対象者は純粋持株会社であるため、従業員数の記載を省略しております。
3. 2021年11月16日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、株主総利回りについては当該株式分割の影響を考慮した指標となっております。
4. 第5期の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。
5. 最高・最低株価は2022年4月3日以前は東京証券取引所（市場第一部）、2023年10月19日以前は東京証券取引所（プライム市場）、2023年10月20日以降は東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであります。なお、第6期の株価については、株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。